

25桂教委第547号
平成25年6月4日

桂川町監査委員 松 隈 英之助 様
桂川町監査委員 神 崎 はな子 様

桂川町教育委員会
教育長 穂 坂 和 義

定期監査結果について（回答）

平成25年5月23日付け25桂監第17号でご指摘のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

《指摘事項》

○桂川町職員による嘉穂郡学校給食会及び桂川町学校給食共同調理場に係わる会計処理について

今般の指摘事項は、公益財団法人福岡県学校給食会（以下「県給食会」という。）より個人用として購入した、食材費（60,801円）を誤って嘉穂郡学校給食会通帳より県給食会に振り込んでいたという事案であります。その後、その事実に気がついた担当者が数日後に個人徴収した食材費（60,801円）を同通帳に入金したものの、その後も不適切な通帳処理が行われていました。

従来、個人用の食材費は現金取りまとめの上、給食会営業担当者に直接支払いをしていたということですが、今回の事案を招いた原因の一つである給食会からの食材の個人購入については、「低価格で安全・良質な学校給食用食材を提供する給食会の事業目的や趣旨、また、地方公務員としての公平性や服務規定等を考えた時に不適切」との判断から、個人購入を禁止する旨を共同調理場の職員に対して強く指導しました。今後は、二度とこの様な事が無いように会計・事務処理の厳正化を期すと同時に地方公務員としての綱紀肅正を図るよう厳しく指導したところです。

○共同調理場の臨時職員の賃金算定について

本件については、臨時職員の早退（欠勤）時における賃金計算の単純ミスにより受給者に不利益が発生した事案です。本件についても、担当者に対して事務の厳正なる処理を行うように指導いたしました。また、受給者に対しても不足金額の追給を行い陳謝いたしたところです。今後は、二度とこのような事務ミスが発生しないように、指導、監督を強化していきます。